

介護保険制度の改定に対する要望書

《要望項目》

1. 要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を地域支援事業に移行せず、介護保険給付で行なうこと
2. ケアプラン作成は有料化をせず、全額保険給付で継続すること

《要望趣旨》

社会保障審議会では、2021年の次期改定に向け、これまで私たちが懸念してきた要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を介護保険から外し、自治体の地域支援事業へ移行する方向が示されました。

介護保険は要介護3からの重度中心型となり、さらに利用者負担は原則2割～3割にすること、ケアプランの有料化などが検討されています。

認定者の大半を占める要介護1・2の中には認知症の方が多くいます。国は財政負担を理由に、サービスの削減をしていますが、このことにより介護離職などの社会問題は深刻化します。保険料は年々上がり、給付は抑制され、利用者は負担増、保険料を払っても「ますます使えないサービス!？」これが現実です。

氏名	住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

(取り扱い団体:介護の日フォーラム実行委員会)※個人情報本署名以外に利用しません。

※第1次集約2019年9月30日 第2次集約2019年10月31日 最終集約2019年11月20日

＜呼びかけ団体＞

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい、特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり、東京生活者ネットワーク、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会、神奈川ネットワーク運動、ワーカーズコレクティブ・ネットワーク・ジャパン (W. N. J)

＜最終署名集約先および問合せ先＞

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
住所：〒164-0012 東京都中野区本町 1-13-18 大新NSビル2階 電話：03-5302-0393